

## 監査公告第 10 号

### 定期監査の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した。

教育委員会に対する定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 25 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

# 教育委員会定期監査結果報告

## 第1 監査期間

平成30年11月9日から平成30年12月8日まで

## 第2 監査の対象

教育庶務課、学校指導課、生涯学習課、図書館、スポーツ課、マラソン開催推進室

## 第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（聴取内容の主な項目は別紙のとおり。）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

## 第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、その他の事務処理上留意すべき軽微な事項については、関係課毎に別途通知したところである。

## 第5 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

## 教育委員会事務局 定期監査 事情聴取の主な内容

### 1. 教育庶務課

- ・小中学校普通教室冷房化事業について
- ・小中学校ブロック塀改修事業について
- ・平成 30 年度職員数について
- ・学校監査について

### 2. 学校指導課

- ・学力向上公営塾の開催について
- ・道徳教育推進事業について
- ・教育業務アシスタントについて
- ・教育総合支援センターについて

### 3. 生涯学習課、図書館

- ・施設老朽化対策について
- ・家庭教育支事業について
- ・成人式について
- ・自然体験活動について
- ・公民館長費について

### 4. スポーツ課・マラソン開催推進室

- ・体育施設の共通利用券について
- ・スポーツ施設の整備について
- ・屋内水泳プールについて